

緊急事態宣言に基づくお知らせ

2020年4月22日

休業期間	2020年4月18日(土)～5月7日(木) 今後の情勢により、休業期間が変更される場合も想定されます。その場合は、ホームページで随時お知らせいたします	
クラブ会員	会費	休業期間中の月会費につきましては、期間に応じて次回会費請求時(5月27日)に充当させていただきます。(大阪・兵庫に居住されている方は除く)
スクール会員	会費	継続受講をされる会員様は5/27引落とし分(6月期)受講料を半額とさせていただきます ※大阪・兵庫に居住されている方は、4月期の受講料を5月期に充当させていただきますので、6月期の受講料は通常通りとなります
	6月期休会	5月13日(水)まで受け付けを延長させていただきます
	振替	3月期の振替につきましては回数、理由を問わず特別欠席扱いとし9月期まで受講いただけます
		4月期の振替につきましては回数、理由を問わず特別欠席扱いとし10月期まで受講いただけます。(大阪・兵庫に居住されているスクール会員の方は除く)
イベント	4月・5月のイベントは全て中止とさせていただきます	

※レンタルコート(インドア・アウト)も休業期間中は中止とさせていただきます

※なお、ご不明な点につきましては、営業再開後、フロントまたは電話にてご照会ください

ダイヤモンド・テニスクラブ学園前